
記者資料提供（平成24年7月6日）

環境局環境創造部環境保全指導課 岸本、望月

TEL：078-322-6420（内線：3629）

土壤汚染対策法第6条第1項に基づく「要措置区域」の指定

＜西区櫛谷町松本＞

1. 概要

土壤汚染対策法（以下、「法」という。）第4条第2項に基づき、事業場敷地（西区櫛谷町松本）について土地所有者が土壤汚染状況調査を行ったところ、六価クロム化合物が法の指定基準（土壤溶出量基準）に適合しないことが確認された。

当該土地からの飛散等による土壤の直接摂取のおそれはなく、現時点で地下水汚染は生じていないが、当該事業場及び周辺で地下水の飲用利用が認められるため、健康被害の未然防止の観点から、法第6条第1項の規定に基づき「要措置区域」に指定した。

2. 区域指定

(1) 指定する区域 西区櫛谷町松本字下谷 234 番 1 の一部
面積 30 平方メートル（別図のとおり）

(2) 指定の区分 要措置区域

(3) 指定年月日 平成 24 年 7 月 6 日

(4) 指定する特定有害物質
六価クロム化合物

(5) 指定の理由

土壤が土壤溶出量基準に適合せず、地下水の流動状況等からみて有害物質を含む地下水が到達しうる範囲において、地下水の飲用利用が認められることから、法第6条第1項で規定されている「要措置区域」に指定した。

(6) 指示措置

現時点では土壤汚染による地下水汚染が生じていないことから、法第7条第1項に基づく指示措置として、法施行規則の規定により「地下水の水質の測定」を指示した。

3. 土壤汚染状況調査結果の概要

(1) 調査命令対象物質

ベンゼン、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ほう素及びその化合物の4物質

(2) 土地の地歴調査結果

- ・当該地は昭和43年から工場敷地として利用されており、主に油圧機器、船舶用機械などの製造が行われている。
- ・なお、鉛及びその化合物については、調査対象地での土壤汚染のおそれはない。

(3) 試料採取等調査結果

- ・六価クロム化合物について、溶出量で最大0.054mg/L(指定基準値0.05mg/Lの1.1倍)
- ・その他の物質（ベンゼン、ほう素及びその化合物）については全て基準適合

(4) 基準超過が確認された土地の面積

調査対象地のうち、30平方メートル（1単位区画）で指定基準不適合

(5) 土壤汚染の原因

事業活動によるものと考えられる。

4. 周辺環境への影響について

- (1) 土壌含有量基準には適合していることから、飛散等による汚染土壌の直接摂取による健康影響はないものと考えられる。
- (2) 土壌溶出量は基準不適合だが、事業場敷地及び周辺の地下水は地下水基準に適合している。
- (3) 当該土地及び周辺で地下水を兵庫県特設水道条例の特設水道の原水として利用するなど、飲用利用が認められたが、水質に問題がなかったことから、地下水飲用による健康影響はないものと考えられる。
- (4) 以上のことから、現時点では、当該土地の土壌汚染による健康影響はないものと判断した。

5. 今後の対応

指示措置に基づき、土地所有者は定期的に地下水の水質測定を行い、その結果を神戸市に報告する。本市では、調査結果をもとに汚染状況を継続監視し、周辺地下水への影響が確認された場合は、土地所有者に対して更なる措置の指示を行う。

なお、土地所有者は、今後、基準不適合土壌の掘削除去を予定していることから、本市は周辺環境への影響が生じないよう法に基づき適正に措置するよう指導し、土壌汚染の除去の確認後、要措置区域の指定を解除する。

<資料>用語解説

土壌汚染対策法

土壌汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことを受け、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。（平成14年法律第53号 平成22年4月1日改正法施行）

特定有害物質を使用する特定施設の廃止時の調査、3000平方メートル以上の土地の形質変更時の届出及び調査命令、土壌汚染が判明した場合の措置等を定めている。

要措置区域

法に基づく調査結果が指定基準を超過しており、かつ土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要として市長が指定、公示する区域。市長は汚染の除去等の措置を土地所有者に指示し、指定された区域での土地の形質変更が原則禁止される。

六価クロム

六価クロムは強い酸化剤で、金属メッキ、皮なめし、顔料などで広く用いられてきた。主に職業性の経気道暴露により人にクロム潰瘍、鼻中隔穿孔などを引き起こすことが知られている。

(別図)
位置図



指定区域図

